

議案第60号

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和2年9月2日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給したいため。

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

（感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）

2 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に関する業務で次に掲げるものに従事したときは、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、別表条例第3条第2号の項の規定は適用しない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理
- (3) 新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務
- (4) 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務

3 前項の感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる業務 従事した日1日につき3,000円。ただし、当該業務が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる業務（以下「深夜業務」という。）であるときは、その勤務1回につき3,000円
- (2) 前項第3号及び第4号に掲げる業務 従事した日1日につき4,000円。ただし、当該業務が深夜業務であるときは、その勤務1回につき4,000円

4 第2項第1号又は第2号に掲げる業務のいずれかに従事した日（当該業務が深夜

業務である場合にあつては、1回の勤務の勤務時間)において、同項第3号又は第4号に掲げる業務にも従事した場合については、同項第3号又は第4号に掲げる業務に従事した場合にのみ該当するものとして感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。